

愛媛の落とし物の公表

遺失物及び拾得物の取扱状況

① 令和7年中における取扱いの概要

遺失物は、

- ◆ 現金が約2億8千万円、物品は約10万点

拾得物は、

- ◆ 現金が約1億9千万円、物品は約20万点

となっています。



愛媛県		遺失	拾得	遺失者に返還	拾得者に交付
令和7年	件数(件)	32,937	164,184	18,572	42,662
	通貨(円)	282,138,569	188,131,400	118,022,408	31,915,981
	物品点数(点)	100,273	202,563	92,199	24,907

② 取扱いの特徴 - 令和7年 -

遺失場所で多いところは	1 道路上 2 スーパー等店舗 3 鉄道 の順となっています。
拾得場所で多いところは	1 スーパー等店舗内 2 道路上 3 鉄道 の順となっています。
遺失物で多いものは	1 証明書類・カード類 (運転免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等) 2 財布類 3 鍵類 の順となっています。
拾得物で多いものは	1 証明書類・カード類 (運転免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等) 2 生活用品類(ハンカチ、タオル、装飾品類、ケース・カバー類) 3 書類・紙類(書類・名刺・メモ紙等) の順となっています。

「令和7年中に県内において届いた変わった落とし物」



○ 拾得物の特異物件は、

生鮮食品（マグロ（約1m）× 2尾、カツオ（約30cm）× 2尾）や木像（高さ約120cm）等がありました。

③ まもる君からのお願い！

まずは、落とし物をしないように
気をつけましょう！！



【落とし物や忘れ物をした場合】

落とし物や忘れ物をした場合は、落とし物や忘れ物をしたと思う**施設**や**最寄りの警察署等**に問い合わせてください。また、最寄りの警察署・交番・駐在所に**遺失届出書**を提出するようにしてください。

届出内容は県内すべての警察署にも連絡されますので、落とし物や忘れ物が警察に届いた場合は警察から連絡します。

警察署に落とし物や忘れ物が届けられた場合の保管期間は、「**3か月**」ですからお早めにお問い合わせください。

【落とし物や忘れ物を拾った場合】

駅や店舗などの施設で落とし物を拾われた方は、その**施設**に届けてください。

施設以外（路上等）で拾った場合には、**最寄りの警察署・交番・駐在所**に届けてください。